

四国地方整備局同時発表

平成30年7月
豪雨関連

平成30年9月12日

水管理・国土保全局 河川環境課

「第2回 ^{のむら}野村ダム・^{かのがわ}鹿野川ダムの操作に関わる
情報提供等に関する検証等の場」を開催します。

平成30年7月豪雨により^{ひじかわ}肱川水系で甚大な被害が発生しました。

肱川水系の野村ダムや鹿野川ダムでは、これまでに経験のない異常な豪雨であったことを踏まえ、より有効な情報提供や住民への周知のあり方について検証を行うとともに、より効果的なダム操作について技術的考察を行うことを目的に、「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」（以下「検証等の場」という。）を7月19日に四国地方整備局に設置したところです。

この度、第2回検証等の場として、学識者に加え、地元の自治体関係者、その他関係機関にも参加頂き、以下の通り開催します。

<第2回検証等の場>

日 時 : 平成30年9月14日（金）14:00～16:00

場 所 : 大洲市立風の博物館 2階多目的ホール

^{よこばやし}
（愛媛県大洲市^{ひじかわ}肱川町予子 林 99番地1）

内 容 : (1) より有効な情報提供や住民への周知のあり方について
(2) より効果的なダム操作について

委 員 : 別紙－1

そ の 他 : 検証等の場は公開にて行います。取材、傍聴については、それぞれ別紙－2、別紙－3をご参照ください。

前回の資料等については、四国地方整備局HPに掲載しております。

<http://www.skr.mlit.go.jp/kasen/kensyounoba/kensyounoba.html>

《問い合わせ先》

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課 流水管理室

企画専門官 空閑 健（内線：35472）

代表：03(5253)8111 直通：03(5253)8449 FAX:03(5253)1603

国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川管理課

課長 渡邊 健二（内線：3751）

直通：(087)-811-8320

※取材、傍聴については、四国地方整備局へ問い合わせください。

野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場

委員

学識者

氏 名	所 属	分 野
すずき こういち 鈴木 幸一	愛媛大学 名誉教授	河川工学
もりわき りょう 森脇 亮	愛媛大学大学院理工学研究科 教授 愛媛大学防災情報研究センター	水文・気象学 防災情報
はとり つよし 羽鳥 剛史	愛媛大学社会共創学部 准教授	土木計画学 合意形成論

順不同・敬称略

国・関係行政機関

氏 名	所 属	備 考
にのみや たかひさ 二宮 隆久	大洲市長	地元自治体
や の まさかず 矢野 正祥	大洲市 消防団長	消防機関（水防）
かんげ かずお 管家 一夫	西予市長	地元自治体
おおた しんすけ 大田 信介	西予市 消防団 野村方面隊長	消防機関（水防）
すぎもと やすし 杉本 寧	愛媛県 土木部長	河川管理者
さ さ き よしみつ 佐々木 淑充	国土交通省 四国地方整備局 河川部長	河川管理者

順不同・敬称略

（事務局）

国土交通省四国地方整備局 河川部
 国土交通省四国地方整備局 山鳥坂ダム工事事務所
 国土交通省四国地方整備局 野村ダム管理所
 国土交通省四国地方整備局 大洲河川国道事務所

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」

取材にあたってのお願い

(取材にあたっての留意点)

- 1) 「検証等の場」を取材する方は、会議場入室前に、報道関係者受付をお願いします。また、会議室内では、受付時に配布する「報道」と記載されたプレートを着用してください。
- 2) 報道関係者は、会議場内において、次の事項を遵守してください。
 - ① あらかじめ用意された席で取材願います。
 - ② 円滑な運営を図るため、ビデオ・カメラ等の撮影は、定められた範囲からお願いします。
 - ③ 携帯電話は、電源を切るかマナーモードに設定し、通話をご遠慮願います。

「野村ダム・鹿野川ダムの操作に関わる情報提供等に関する検証等の場」

傍聴される方へのお願い

（趣 旨）

「検証等の場」の議事を円滑に進めるため、傍聴に関し必要な事項を定めたものです。

（傍 聴）

- 1) 「検証等の場」を傍聴される方は、会議場入室前に受付をお願いします。また、会議場内では、受付時に配布する「傍聴」と記載された名札を着用してください。
- 2) 傍聴の受付時間は、13 時 30 分から 14 時 00 分までとします。ただし、受付は先着順とし、定員（20 名程度）に達した時点で終了させていただきます。
- 3) 検証等の場の円滑な進行のため、傍聴される方は会議場内において次の事項を遵守してください。
 - ① 検証等の場においては、言論への批判、可否の表明、拍手などをしないこと。
なお、検証等の場とは、委員が会議場に入室してから、退室するまでとします。
 - ② 資料の配付は行わないこと。
 - ③ 発言、私語、談論などを行わないこと。
 - ④ 許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしないこと。
 - ⑤ 検証等の場においては、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定し、通話をご遠慮願います。
 - ⑥ ①～⑤のほか、会議場の秩序を乱したり、議事の妨害となるような行為を行わないこと。
- 4) 上記 3) に掲げる事項を遵守しない場合、退場いただくことがあります。
- 5) 以上のほか、傍聴される方は事務局職員の指示に従ってください。